

大洲市「おいしい食べきり運動推進店」登録要領

1 目的

外食産業から排出される食べ残し等による食品ロスの削減を推進するため、食べ残しを減らす取り組みを実践する飲食店、宿泊施設等を募集し、「おいしい食べきり運動推進店」（以下「推進店」という。）として登録するとともに、その取組みを広く紹介することで、食べきりの推進に向けた意識啓発を図る。

2 対象事業者

大洲市内で営業する飲食店、宿泊施設等（以下「店舗」という。）

3 登録要件

次に示す取組項目を1つ以上実践する店舗を推進店として登録する。

(1) お客様が食べ残しをしなかった場合の特典（割引や景品等）の提供

例) 食べ残しがなかった場合飲食料金5%OFF、次回割引券進呈 等

(2) ハーフサイズや小盛り、量が調整できる等のメニューの設定

例) ごはん量の調整、小盛りメニューの設定、通常からハーフサイズにしたメニューの設定 等

(3) 宴会等で食べ残しを減らすための呼びかけ実践

例) 注文受付時に適量注文を呼びかける、宴会での食べきりの呼びかけ、ポスター等啓発資材の掲示 等

(4) 食品廃棄物のリサイクルの実施

例) リサイクル企業に委託して堆肥化、生ごみ処理機で堆肥化 等

(5) 上記以外の独自の食べきりサービスの提供や工夫

例) 仕入れ食材を使い切る工夫、使用済天ぷら油をバイオ燃料として提供 等

4 取組内容

(1) 推進店は、3の登録要件で選択した取組みを積極的に実践し、食品廃棄物の発生抑制に努める。

(2) 推進店は、市が実施するアンケート調査等に協力するものとする。

5 登録方法

(1) 登録希望店舗は、『大洲市「おいしい食べきり運動推進店」登録申請書』に必要事項を記載し、市に提出する。

(2) 市は申請書の内容を確認した上で、登録の判断を行う。

6 登録店舗の紹介

市は、登録店舗の取組内容等について、広報誌や市ホームページ等で積極的に紹介する。

7 登録の変更又は中止

(1) 推進店は、申請書に記載した内容に変更が生じた場合、又は、店舗を廃止するなどの理由で取り組みを中止する場合には、速やかに市へ『大洲市「おいしい食べきり運動推進店」（変更・中止）届出書』を提出するものとする。

(2) 市は、届出書の内容を確認し、登録名簿及びホームページ等の掲載情報の修正又は削除を行う。

8 登録の抹消

(1) 市は、推進店が要件を満たさない場合や、信用失墜行為を行うなど推進店として適当でないと判断した場合は、登録を抹消することができる。